

第1章 計画策定の背景

1 社会動向

(1) 地域福祉計画の背景

介護保険、障害者自立支援法にみる社会福祉法制度の転換

人口が増加し経済が右肩上がりの時代には、行政による福祉サービスが中心でしたが、急速に少子高齢社会が進むことにより、福祉需要の拡大とともにニーズも多様化してきました。そして、人口は減少に転じ、自治体は財政危機に直面することになり、行政の力だけでは福祉課題を解決できない時代を迎えました。

国は、「自己責任のもとで利用者が自らサービスを選ぶ」、「給付に応じた一定の費用を負担する」、「行政は環境づくりを行う」ことをめざして社会福祉の改革を進めています。

このような社会状況の変化に対応して、平成 12（2000）年に介護保険法が施行され、高齢者福祉の分野から改革が行われました。また、障害福祉の分野でも、平成 15（2003）年の支援費制度の導入に続き、平成 18（2006）年には障害者自立支援法が施行され、障害者福祉サービスが一元化されるとともに、障害のある人が地域で暮らせるしくみがつくられています。

「だれもが住み慣れた地域で安心して住み続けることができることをめざす」 地域福祉計画

平成 12（2000）年に社会福祉法が制定され、地域福祉の推進が基本理念の一つとしてかかげられました。社会福祉法第 107 条において、地域福祉計画に盛り込むべき事項（①住民参加の促進策、②事業の発達策、③サービス利用の推進策）が規定され、地域福祉を推進する団体として社会福祉協議会が位置づけられました。

地域福祉計画は、「だれもが住み慣れた地域で安心して住み続けることができる」ことをめざすものです。介護保険事業計画や障害福祉計画のような法定計画ではありませんが、地域住民が主役となって、事業者や行政といっしょに支援を必要としている人を支えていく、新たな計画として期待されています。

表 社会動向の変化と地域福祉

分野	年度	内容
地域福祉	平成 12 (2000) 年度	地域福祉計画の策定 社会福祉法で計画策定を規定(介護保険事業計画や障害福祉計画のような法定計画ではない) 社会福祉法で地域福祉を推進する団体として社会福祉協議会を位置づけ
高齢者福祉	平成 18 (2006) 年度	介護保険制度の改革 持続可能な制度運営 予防重視型・地域密着型へ 地域包括支援センターの設置
障害者福祉	平成 15 (2003) 年度	支援費制度の創設・制定 措置制度から選択契約制へ
	平成 18 (2006) 年度	障害者自立支援法の創設・制定 自立支援の考え方の導入 障害者の地域生活移行・一般就労移行 地域自立支援協議会の設置
子育て支援	平成 15 (2003) 年度	次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画づくり 事業者の行動計画で労働環境整備 地域協議会で地域ぐるみの子育てを

(2) 地域福祉計画の視点

国が示す地域福祉計画の7つの視点

平成 12 (2000) 年度以降、策定が始まった地域福祉計画に対して、国が計画の見直しにかかわる視点を示しています(平成 20 年 3 月)。本町の地域福祉計画策定においても、これらの視点を踏まえることが求められています。

表 地域福祉計画見直しの視点

7つの視点	例示
1 住民が生活課題を発見するしくみを持っていること	住民主催の懇談会など、参加の場が用意されている
2 地域福祉活動の担い手・組織養成の方策があること	地域団体やボランティアなどの人材養成や組織づくりのしくみがある
3 活動拠点、活動資金確保の方策があること	身近な場所や拠点が整備され、活動資金確保のしくみがある
4 取り組みについて圏域が設定されていること	小中学校区など生活に根ざした圏域ごとに取り組みが設定されている

5 地域ケア方策があること	フォーマル、インフォーマルサービスの連携のしくみがあり、相談体制がある
6 災害時要配慮者への支援策があること	防災マップ、お助け隊、見守り隊など、要配慮者への支援策がある
7 圏域ごとの計画が策定されていること	圏域の特徴に応じた取り組み計画がある

出典：「これからの地域福祉のあり方に関する研究会 報告書」平成 20 年 3 月 14 日 厚生労働省

2 計画の位置づけ

人のつながりや支えあいの弱まり、生活課題を抱える人たちの孤立化

本町では「健康長寿のまちづくり」を重点化政策の柱のひとつに掲げており、高齢者や障害のある人などが安心して暮らせる、支えあいの地域福祉の推進を重視しています。開発地域の人口が増加してきたことにともない、人のつながりや暮らしの支えあいは弱まっていないでしょうか。高齢者世帯や子育て世代など、生活課題を抱える人たちが地域で孤立していないでしょうか。

社会福祉協議会の計画と一体的に精華町地域福祉計画を策定

精華町社会福祉協議会（以降、町社協）では、平成 19（2007）年度に第 2 期精華町地域福祉活動計画（以降、活動計画）を策定し、町に先行して民間側の地域福祉の取り組みを進めています。

本町においても、地域福祉における行政の役割や施策・事業を示すことが求められており、町社協の活動計画と一体的に精華町地域福祉計画を策定しています。

縦割りの計画や活動を地域・住民参加でつなぐ

本町では、高齢者、障害者、子育て支援など、各々の計画を策定し、担当課が福祉サービスを実施しています。また、ボランティア団体などの地域福祉活動の担い手も、それぞれ専門分野別に活動している状況にあります。

地域福祉計画は、縦割りの計画や地域福祉活動を「地域・住民参加」という横糸でつなぎ、住民のニーズに応じて総合的な福祉サービスを提供することをめざして策定しています。

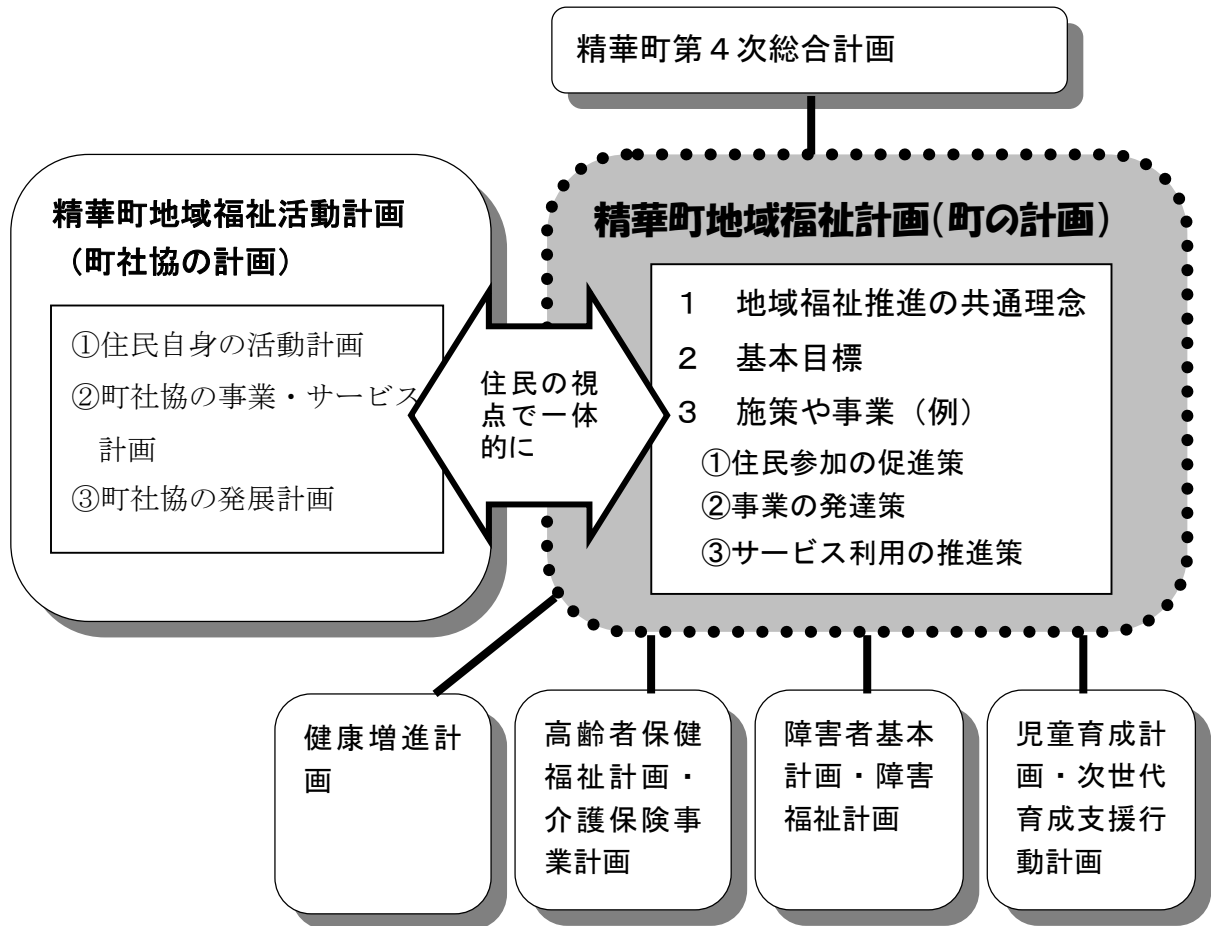


図 計画の位置づけ

3 地域福祉活動の担い手と役割

地域福祉活動の多様な担い手の役割が高まっています

支援の必要な人を地域で支えていくためには、住民、地域組織、福祉サービス提供事業者（以降、事業者）、行政といった活動の担い手同士が役割を分担、協働して地域福祉活動を推進していく必要があります。

例えば、一人暮らし高齢者の日常的な安否確認や緊急災害時の支援は、隣近所の住民や自治会が中心的な役割を担い、行政や事業所職員がその活動を支えるなどの役割分担や連携が考えられます。

福祉コミュニティづくりの主体となる住民や地域組織、それを支える専門職

住民や地域組織には、地域福祉活動の中心的な担い手としての役割が、町社協や事業者には、サービスを提供する専門職としての役割が求められます。これらの主体がいっしょになって、福祉コミュニティづくりをめざします。

行政による環境整備、町社協による活動支援が求められています

住民や地域組織が主体となり、地域で支えあう力を高めていくために、行政には、本計画に基づく環境整備やしきみづくりが、町社協には、活動計画に基づく住民や地域組織の活動支援が求められています。

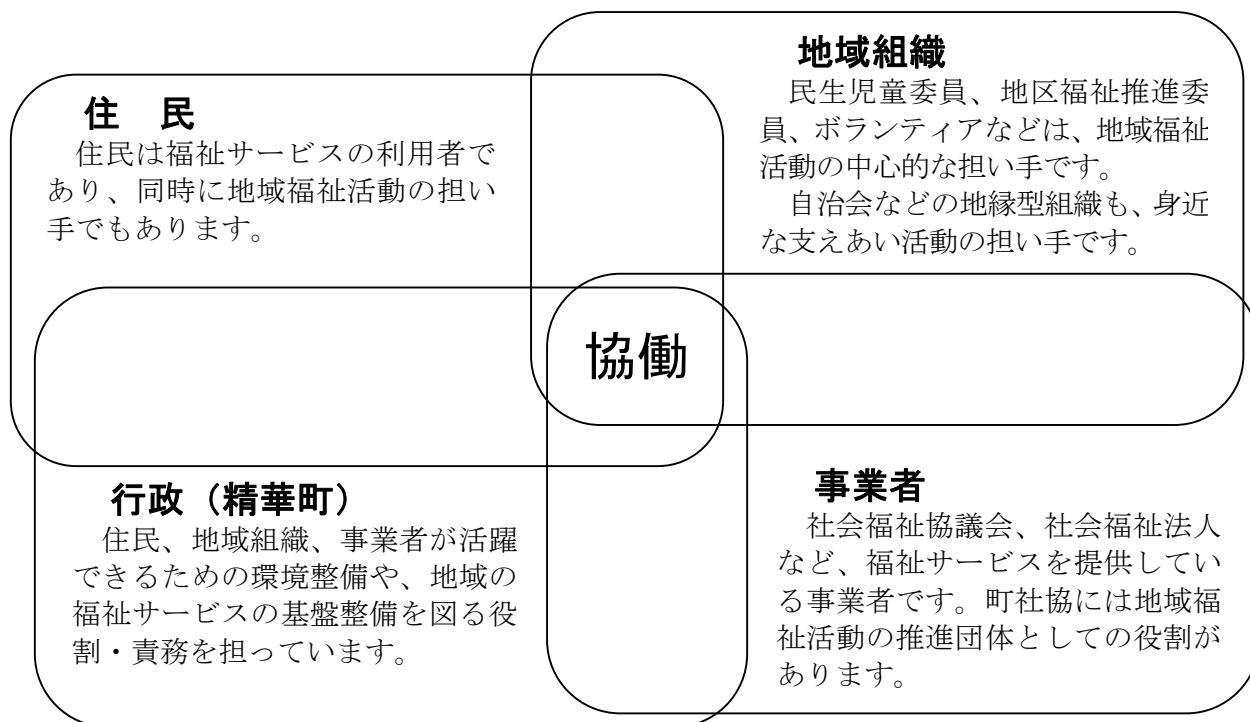


図 地域福祉活動の担い手と役割

4 計画期間

本計画は、平成 21（2009）年度から平成 25（2013）年度までの 5 年間を計画期間とします。なお、社会動向の変化や計画の進捗状況に対応して、計画の見直しを行います。

5 計画の進行管理のしくみ

住民側の計画の進行管理組織として「地域福祉推進ネットワーク会議」を位置づけ、計画期間の中間年度や最終年度において、計画の進捗状況の評価を行います。本計画策定段階の地域福祉計画作業部会（以降、作業部会）の取り組みを生かして、計画の実践段階においても住民主体の柔軟な推進を支援します。

あわせて、「地域福祉にかかわる庁内調整会議」を立ち上げて、庁内の施策連携を図ることによって、計画の実践を支援します。